

新しい経営事項審査について

国土交通省総合政策局建設業課

すとう あきお
課長補佐 須藤 明夫

経営事項審査は、公共工事の発注における企業評価のいわば共通の物差しであり、企業経営の実際に与える影響も大きい。そのため、その評価項目や基準については、社会経済情勢が変化する中でも評価の適正を欠かないよう、また、企業行動を歪めることのないよう、適時の見直しが必要である。

こうしたことから、中央建設業審議会ワーキンググループ経営事項審査改正専門部会において、経営事項審査が公共工事の企業評価における共通の物差しとして、公正かつ実態に即した評価基準となるよう、また、生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押しするものとなるよう見直しがなされたところである。

今般、これらを踏まえつつ、中央建設業審議会の意見を聴いて、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）が公布され、また、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の規定に基づき、平成20年1月31日国土交通省告示第85号が制定され、それぞれ平成20年4月1日から施行することとされたところである。

今回の改正の主要な内容は以下のとおりである。

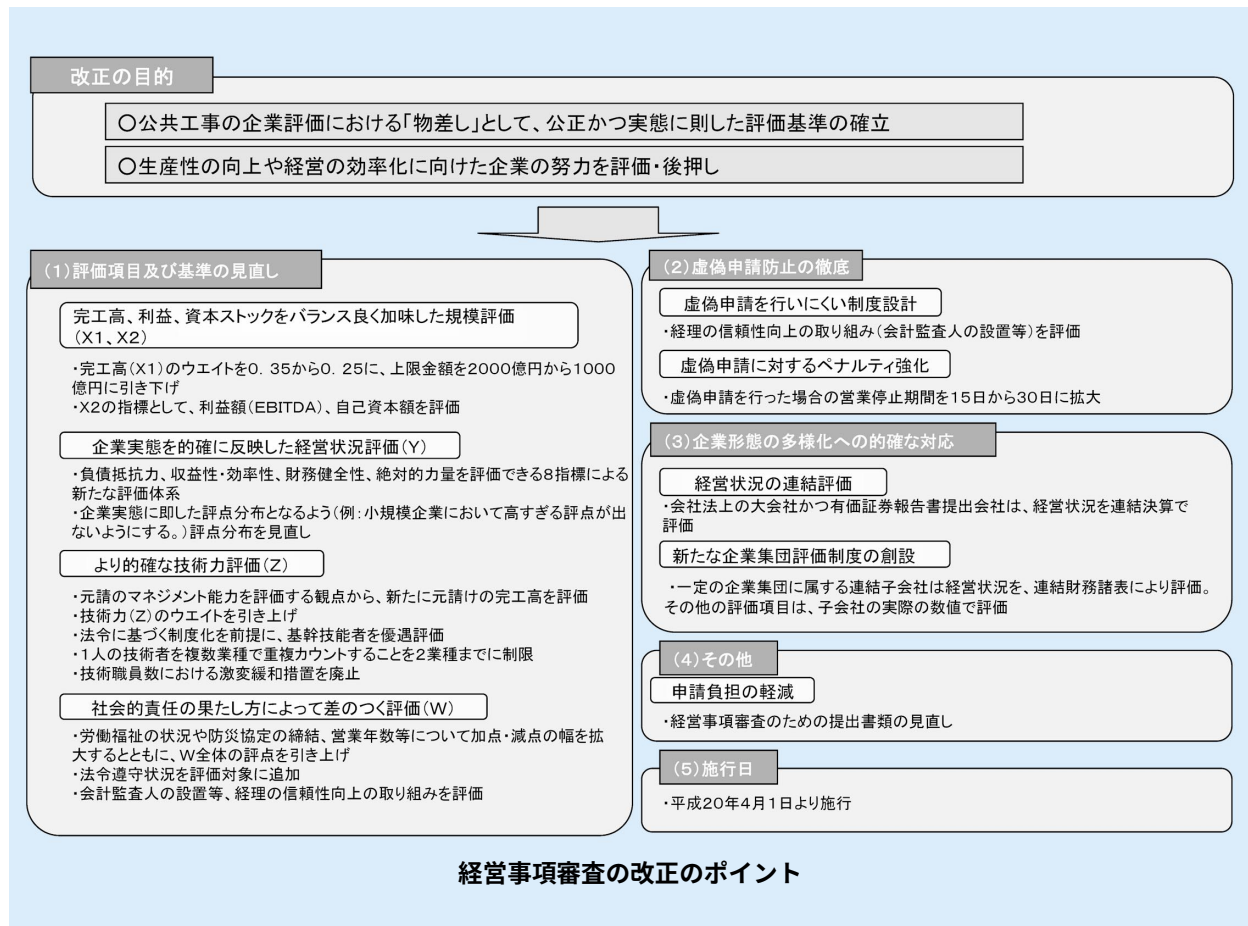
1. 評価項目および基準の見直し

(1) 規模評価（X1、X2）の見直し

今後、建設市場の量的拡大が望めないなど建設業を取り巻く環境が大きく変わる中で、企業評価においても、量的な側面だけでなく質的な側面を重視する観点から、X1の完成工事高については、評点が上限となる金額を引き下げ、これに伴って評点幅を現行の580～2,616点から390～2,268点に圧縮するとともに、総合評定値の算定に際して完成工事高の評点（X1評点）に乗じる係数0.35から0.25に引き下げることにした。

また、現在は自己資本を完成工事高で除した値、職員数を完成工事高で除した値を評価しているX2について、これらの評価項目を廃止し、これらに替えて、利益額および自己資本額を評点化し、それらを1：1で合算して評価することとした。利益額としては、会計基準による差異が小さく、年度の変動も小さい利払前税引前償却前利益を採用することとした。

なお、評点幅を現行の118～954点から454～2,280点と大幅に拡大させた上で、X2に乗じる係数を0.1から0.15に引き上げることとし、X2評点が総合評定値に占める割合を大幅に引き上げ



たものである。

(2) 経営状況評価(Y)の見直し

経営状況分析については、企業実態を的確に反映させるために、評点分布と評価項目を全面的に見直した。評点分布については、ペーパーカンパニーが実力に見合わない高得点を取ることを防止するなど企業実態と乖離しないように見直した。評価項目については、評価の内容が固定資産など特定の指標に偏らないようにし、絶対値の指標も取り入れ、負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性および絶対的力量を評価できる指標として、新たに純支払利息率、負債回転期間、売上高経常利益率、総資本売上総利益率、自己資本固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフロー、利益剰余金の8指標を選定した。

なお、評点幅は現行の0～1,430点から0～1,595点とし、Yに乗じる係数は現行どおり0.2とした。

また、最近の企業評価において連結評価が主流となっていること、子会社との間の経理操作等を排除した的確な評価を行う必要があることから、連結財務諸表の作成を義務付けられた会社(会社法の大会社かつ有価証券報告書提出会社)については、連結財務諸表により経営状況の審査をすることとした。

(3) 技術力評価(Z)の見直し

技術職員の評価については、技術職員の人数だけでなく、技術職員の能力、資格、継続的学習への取り組み等を反映したきめ細かな評価を行う観点から、新たに建設業法施行規則に位置付けられた登録基幹技能者講習を修了した基幹技能者を加点評価し、専門工事業における人材育成の取り組みを評価するとともに、監理技術者講習の受講者について加点評価することとした。

また、専門工事業などの建設業者の業種ごとの得意分野を適切に評価する観点から、技術者の重

評価項目および基準の改正概要						
		X 1	X 2	Y	Z	W
現行	ウエイト	0.35	0.1	0.2	0.2	0.15
	評点幅	580～2,616点	118～954点	0～1,430点	590～2,402点	0～987点
	評価内容	・完成工事高（業種別）	・自己資本額/完工高 ・職員数/完工高	・売上高営業利益率 ・総資本経常利益率 ・キャッシュ・フロー対売上高比率 ・必要運転資金月商倍率 ・立替工事高比率 ・受取勘定月商倍率 ・自己資本比率 ・有利子負債月商倍率 ・純支払利息比率 ・自己資本対固定資産比率 ・長期固定適合比率 ・付加価値対固定資産比率	・技術職員数（業種別）	・労働福祉の状況 ・工事の安全成績 ・建設業の営業年数 ・公認会計士等数 ・防災活動への貢献の状況
改正案	ウエイト	0.25	0.15	0.2	0.25	0.15
	評点幅	390～2,268点	454～2,280点	0～1,595点	450～2,366点	0～1,750点
	評価項目	・完成工事高（業種別）	・自己資本額（＝純資産額） ・利払前税引前償却前利益 ＝営業利益＋減価償却費	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー（絶対額） ・利益剰余金（絶対額）	・技術職員数（業種別） ・元請完工高（業種別）	・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況
	備考	・ウエイトを0.35から0.25へ引き下げ ・評点の上限（現行2,000億円）を1,000億円に引き下げ ・小規模業者間で完工高の評点に差が付くよう評点テーブルを修正（最低点を390点に引き下げ）	・自己資本、利払前税引前償却前利益の金額をそれぞれ数値化し、1：1で合算 ・中小業者の層で極端な差がつかないように評点テーブルを設定 ・現行の職員数の評価項目は廃止	・特定の評価項目（固定資産等）への偏りを緩和し、負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性および絶対的力量を評価できる8指標を選定 ・ペーパーカンパニーが過大な評価とならないなど、企業実態を反映した評点分布となるよう評点幅等を見直し ・会計基準によって差が生じにくい制度設計	・元請のマネジメント能力を評価する観点から新たに元請完工高を評価 ・技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化し、4：1で合算 ・技術者の重複カウントは1人当たり2業種までに制限 ・省令に位置付けられた講習を修了した基幹技能者を優遇して評価 ・監理技術者講習受講者を優遇して評価 ・評点テーブルを線形式化	・それぞれの項目について加減幅・減点幅を拡大するとともに、評点の上限を引き上げ、社会的責任の果たし方によって差のつきやすい制度設計とする ・自己申告による評価項目（工事安全成績、賃金不払状況）は廃止 ・労働福祉の状況は評価項目を整理統合（退職一時金制度と企業年金制度） ・法令遵守の状況は、審査対象年における建設業法に基づく監督処分状況を評価 ・建設業の経理に関する状況は、現行の社内で雇用する公認会計士等の数の評価に加え、会計監査人または会計参与を設置している場合、有資格の経理実務責任者による会計のチェックがなされている場合に加点 ・研究開発の状況として、研究開発費の金額を評価。評価対象は会計監査人設置会社に限定

複カウントを1人2業種までに制限することとし、これに併せ、技術職員の評価に関して2期平均を採用する激変緩和措置を廃止することとした。なお、重複カウントが制限されるのは、あくまで経営事項審査上での評価である。建設業法に基づいて建設工事の現場に配置されなければならない監理技術者等については、従来どおり1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種の技術者になれるものであり、実際の技術者の配置については従前の運用と変更はないものである。

さらに、公共工事の元請負人として求められるマネジメント能力を的確に評価する観点から、マネジメントをした工事の積み重ねを量的に評価できる元請完成工事高を評価することとした。

技術職員の評価と元請完成工事高の評価を算出し、それらを4:1で合算して評価することとし、Zの評点幅は現行の590~2,402点から450~2,366点に改めることとした。

なお、総合評定値の算定に際して技術力の評点(Z評点)に乗じる係数を現行の0.2から0.25に引き上げることとした。

(4) 社会性評価(W)の見直し

企業の社会的な責任(CSR)に対する関心が高まる中、建設業においても、社会的責任を適切に果たしている企業を高く評価する観点から、既存の評価項目のうち、労働福祉の状況、建設業の営業年数、防災活動への貢献の状況については、加点幅および減点幅を拡大し、社会的責任の果たし方によって差が付くような評価体系とすることとした。

また、入札談合等の不正行為が相次ぐ中、企業活動における法令遵守の状況を適切に企業評価に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価することとし、併せて、経理面でのコンプライアンスの取り組みを評価するため、会計監査人または会計参与の設置の状況や社内における経理のチェック体制を加点評価することとした。研究開発の状況についても、Wにお

いて評価することとし、研究開発費の額を評点化して評価することとした。

なお、こうした見直しにより、W評点の評点幅を現行の0~987点から0~1,750点に拡大させることとしたが、総合評定値の算定に際してW評点に乗じる係数は現行どおり0.15とした。

(5) 総合評定値(P)について

P評点については、大企業については、X1の完成工事高の占める割合(実質ウエイト)を大幅に引き下げ、それに代わってX2の利払前税引前償却前利益および自己資本の占める割合を大幅に引き上げたものである。

中小企業においては、X2やYの経営状況において実態に比べて過度に大きな評点差がつかないようにした上で、Wの社会性によって差がつきやすくし、社会的責任の果たし方が総合評定値に占めるウエイトを高めたものである。

また、経営事項審査は、公共工事参加企業の工事の履行能力・適格性を、規模、経営状況、技術力、社会性の大きく四つの指標で評価するものである。大規模で複雑な工事を主として担う大企業と地域に密着した工事を担う中小企業では求められる資質も異なる。中小企業にあっては、従来経営状況(Y)で大きく差がつき、いわゆるペーパーカンパニーが有利になるという批判、指摘があったことから、経営状況評価の内容や評点分布を改正し、これを是正したものである。

また、中小企業の社会性等をよりの確に評価できるように、Wについては、労働福祉の状況、営業年数、防災活動など信頼性や地域貢献について差がつきやすくなるよう評点幅を拡大することとしたところである。大企業については、従来完成工事高偏重との指摘があったが、利益や自己資本等の経営の質や技術開発力についての評価をより高める方向で改正を行ったところである。

今般の改正は、大企業、中小企業それぞれに求められる資質をよりの確に評価するという観点から見直しを行ったものである。

2. 経営事項審査の虚偽申請の防止

公共工事の入札契約の公正を確保するために虚偽申請を徹底して排除する観点から、今後新たに虚偽を行いにくい制度を導入するとともに、虚偽申請に対するペナルティを強化することとした。

企業の経理については、企業規模等によって監査の体制等が異なるが、厳正な経理に取り組んでいる企業を評価する観点から、Wにおいて、会計監査人や会計参与を設置している企業に加点評価することとした。また、これらを設置していない企業についても、経理に関する資格を有する企業の経理実務責任者が経理処理について一定のチェック項目を確認した旨の書面を自らの署名を付して行政庁に提出する仕組みを創設し、これについては、Wにおいて加点を行うこととした。なお、以上のような加点評価を受けたにもかかわらず、後日、経営状況について虚偽申請がなされた場合には、加重して監督処分を行うこととする。

また、虚偽申請に対するペナルティを強化する観点から、国土交通大臣の許可業者に対して適用される監督処分基準においては、経営事項審査の虚偽申請を行った建設業者に対しては、15日以上営業停止処分がなされることとなっているが、虚偽申請の排除の徹底を図るため、これを倍増することとする。

3. 企業形態の多様化への的確な対応

近年の会社法制度の整備等を背景に、持株会社化、分社化など企業が多様な経営形態をとることができるようになっており、建設業においても、各企業が最適と考える経営形態を採用できるような条件整備が必要であり、経営事項審査が企業の経営形態の選択を阻害しないようにすることが必

要との観点から、企業集団に適用される評価制度を新たに創設することとした。企業の実態に見合わない評価とならないよう、また、不良不適格業者による悪用を防止できるよう、完成工事高や技術者数については個別企業の実際の数値に基づいて評価するものの、経営状況については、子会社でも親会社の連結財務諸表に基づいて評価することとした。これにより、子会社であっても企業集団の一員としての実態のある場合には、経営状況の評価が不利なものとならないようにすることができることとなる。

4. 経営事項審査等に係る負担の軽減

経営事項審査の申請に当たっては、多くの種類の申請書類、添付書類、申請事項を証明する書類等の提出が必要であるが、申請する企業にとっては負担と感じられているところであり、虚偽申請の確認に支障を来さないよう十分に留意しつつ、経営事項審査、さらには許可申請における負担を軽減することとした。

完成工事高が1,000億円を超える企業において、1,000億円を超える部分の工事について工事経歴書への記載の省略を認めることとした。また、許可申請時において有価証券報告書提出会社においては、有価証券報告書の写しの提出をもって規則別記様式17号の3附属明細表の提出を免除することとした。

5. おわりに

今般の経営事項審査の改正は、平成6年以来の抜本的な改正であるため、申請者である建設業者や建設業団体等への周知を図るとともに、審査を行う都道府県とも緊密に連絡を取り、円滑に施行されるよう努めていきたいと考えている。